

事務局冒頭説明

**当該事例の昨年度のWGでの
議論について(振り返り)**

本WGへの相談の背景

- 昨年度、札幌市において「第2次都心まちづくり計画」を策定。この中では、国内外から活力・投資を呼び込むとともに、魅力的な都心のライフスタイル・ワークスタイルの実現を目指している。
- 具体的な取り組みの一つとして、**札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）に、センサーネットワークを構築し、得られたビッグデータを行政サービス及び民間ビジネス等で活用することを進めており、データ流通促進WG（2016/5/30開催）において、検討状況等を紹介（下図参照）し、進め方等について本WG委員から助言があった。**

【昨年度の検討概要】

- 暮らしの向上、安全安心な社会の実現、産業振興、オープンデータの推進などによる地域活性化、行政サービスの向上等を目的として、地下公共空間に各種センサー（赤外線センサー、カメラ、Beaconなど）の設置準備を進めるとともに、取得した人流データを活用する民間事業者等の誘致を検討している。
- センサーの設置については、民間事業者と協力して実施することも検討している。取得した人流データ等は、まずは自治体が管理し、今後の運用において見直しを行う予定。

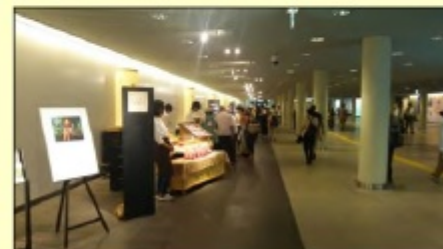
チ・カ・ホの概要

○延長:520m
市道:360m
国道:160m

○幅員:20m
通路:中央部12m
広場:両端各4m

○H27年度歩行者通行量:
平日:5.5万人
休日:4.4万人

○道路区域であるが、広場部分については通路部分と比較して柔軟な活用が可能



【参考】2016/5/30開催のデータ流通促進WGの結果概要

主な相談事項	WG委員からの助言	対応（予定） 【※2017年6月2日現在】
①公共空間にセンサーを設置する際の留意点	国道あるいは都道府県道の地下にセンサーを設置する場合、 道路占有許可が必要 である。	留意して進める。
	海外製のセンサー機器を設置する場合は、電波法に抵触する可能性がある ので、設置する機器の内容が詳細化した時点で検討を行う必要がある。	現在のところ、日本製のセンサーを採用する予定であるが、海外センサー機器を設置する場合は留意して進める。
②自治体がデータ利用事業者へセンシングデータを提供する場合の留意点	<p>人流データについては、個人を追跡できない（属性も性別・年代程度に丸めている）のであれば、大きな問題はないと思われる。</p> <p>他方、カメラ画像については、改正個人情報保護法においては、個人の顔特徴量（目、鼻などの形状やそれらの相対的位置関係など）をデータ化したものは個人情報に該当する。カメラ画像利活用SWGで作成する予定の「カメラ画像利活用ガイドブック ver1.0」も参考にしてほしい。</p>	<p>人流データについては、個人を追跡できない形で活用する。</p> <p>カメラ画像については、今回の実証実験では、札幌市としては設置しないことを決定。 （大学などの研究機関や民間企業が設置できる環境は整える予定）</p>
③その他	当該自治体が定める条例により、 審査会・審議会に諮ることが求められる 場合がある。	2017年7月～8月中を目途に、札幌市で開かれる第三者による専門家意見聴取の場にて、本取り組みについて説明する予定。

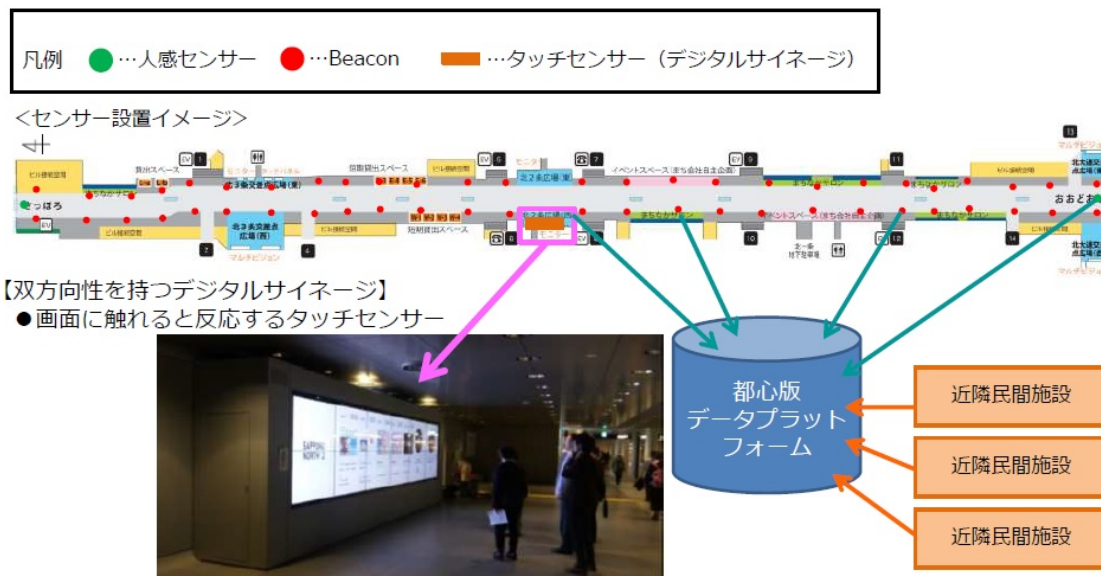
本日の相談について

昨年度の本WGで得られた助言を踏まえつつ、具体的なセンサー設置や実証実験の計画等が進んできたので、改めて見えてきた課題等について、本WG委員に相談し、助言を得たい

【昨年度の本WG相談時点から主に変更となった点】

■ センサー設置計画について

- 平成29年9月に実施予定の実証実験においては、まずは札幌市が、人感センサー、Beacon、タッチセンサー（デジタルサイネージ）を札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）に整備する。



※ 資料3-1 (P.4) から抜粋

■ センサー情報の蓄積方法について

- 上記センサーデータは、民間推進体制（仮称）が運用する都心版データプラットフォームに集約する（センサーデータの取得主体・管理責任者は民間推進体制（仮称）となる）。

※民間推進体制（仮称）とは

- ✓ 都心版データプラットフォームに蓄積されたデータを活用する民間事業者、及び札幌市等から構成されるコンソーシアム